

第 58 号

令和8年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

令和8年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,423,529千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算 歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 32,550
	1 財 産 運 用 収 入	32,550
2 繰 入 金		617,541
	1 一 般 会 計 繰 入 金	617,541
3 繰 越 金		67,438
	1 繰 越 金	67,438
4 県 債		2,706,000
	1 県 債	2,706,000
歳 入 合 計		3,423,529

歲 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		千円 3,352,522
	1 工 鉦 業 費	3,352,522
2 公 債 費		51,700
	1 公 債 費	51,700
3 諸 支 出 金		19,307
	1 繰 出 金	19,307
歲 出 合 計		3,423,529

款	項	金 額
1 商 工 費		千円 3,352,522
	1 工 鉦 業 費	3,352,522
2 公 債 費		51,700
	1 公 債 費	51,700
3 諸 支 出 金		19,307
	1 繰 出 金	19,307
歳 出 合 計		3,423,529

項	金 額
	千円
	3,352,522
1 工 鉱 業 費	3,352,522
	51,700
1 公 債 費	51,700
	19,307
1 繰 出 金	19,307
合 計	3,423,529

金	額
	千円
	3,352,522
	3,352,522
	51,700
	51,700
	19,307
	19,307
	3,423,529

1 商 工 費		千円
		3,352,522
	1 工 鉦 業 費	3,352,522
2 公 債 費		51,700
	1 公 債 費	51,700
3 諸 支 出 金		19,307
	1 繰 出 金	19,307

	1 工 鉉 業 費	3,352,522
--	-----------	-----------

2 公 債 費		51,700
	1 公 債 費	51,700

3,352,522

3 諸 支 出 金		19,307
	1 繰 出 金	19,307

19,307

1 繰 出 金	19,307
---------	--------

19,307

歳	出	合	計	3,423,529
---	---	---	---	-----------

3,423,529

第 2 表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
新規工業団地造成事業 八 代 市	令和 9 年度	千円 1,248,000

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
用 地 造 成 事 業 費	千円 2,706,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。